

生徒会細則

第1章 委員会

第1条 本会は、次の各種専門委員会と学級委員会をおく。

- ①整美委員会
- ②保健給食委員会
- ③図書委員会
- ④体育委員会
- ⑤放送委員会

第2条 本会は、他にそれぞれの目的に応じた臨時委員会をおく。

第3条 会の成立は、構成員の3／4以上出席を要する。

第4条 各委員会は互選により、次の代表を選ぶ。

- ①委員長1名
- ②副委員長2名
- ③書記2名

第5条 各委員会は、本会に準じた内規とその目的に応じた実践計画を立て、会の活動を円滑にすすめる。

第6条 委員会での議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第2章 委員

第7条 各学級は、次の委員男女各1名を選出する。

- 学級委員
- 整美委員
- 保健給食委員
- 図書委員
- 体育委員
- 放送委員

第8条 臨時委員会の定数は、その内容により、その都度決める。

第9条 委員は役員との兼任を認めない。

第10条 委員の任期は、1年を前・後期とし、1期毎に改選する。ただし、臨時委員会、選挙管理委員会の委員は、このかぎりでない。

第11条 前条の前期は、4月1日～9月末日、後期は、10月1日～3月末日までとする。

第3章 生徒会選挙規定

第12条 各学級は、選挙管理委員2名を選出する。

第13条 選挙管理委員会は前条の委員をもって、構成する。

第14条 選挙管理委員の任期は4月から1年とする。

第15条 委員会は、委員の互選により、正・副委員長各1名、書記2名を選出する。

第16条 委員会は告示の日から1ヶ月以内に第1回の選挙を行わなければならない。

第17条 この委員会は、次の仕事を行う。

1. 選挙規定の作成。
2. 選挙内容、投票に関する告示ならびに開票結果の告示。
3. 候補者の受付と候補者一覧表の作成。
4. 選挙活動を円滑に進める。
5. 投票用紙の作成準備、立会演説会の立案。
6. 立会演説会の開催、投票、開票等の事務管理。

第18条 各立候補者は、告示の日から10日以内に本人が委員会に届け出ること。

第19条 選挙の運動期間は、立候補届出から投票日までとする。

第20条 投票は、立候補者の中から、会長1名、役員5～7名を選んで無記名投票を行い、最高得票者よりおのおのの定員数を当選者とする。

第21条 立候補者が定員数の場合は信任投票とする。また、定員に満たない時は、立候補受付期間を延長することもありうる。

第22条 委員会は、選挙終了後、ただちに開票事務に入る。

第4章 リコール

第23条 役員に欠員が生じた場合またはリコール

成立の場合の補充選挙についてはその都度、選挙管理委員会がこの規定に準じて定める。

第24条 会員は、全会員の1／3以上の署名が集まれば選挙管理委員にリコールの請求ができる。

第25条 リコールの請求を受けた選挙管理委員会は、全会員にリコール賛否について会員の投票で実施する。

第26条 前条により、賛成数が過半数を越えた場合リコールは成立する。

第27条 前条によって決まった新役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第5章 会計

第28条 本会は、公費をもって運営にあてる。他に必要に応じた物品の配付を受けることもある。

第6章 改正

第29条 本会細則は、学年協議会において、協議員の2／3以上の賛成を得て改正される。

第30条 本会細則は、昭和53年2月10日より施行される。

平成5年4月1日より一部修正施行